

# 富山県屋外広告物条例の許可基準等が変わります

現行規制の問題点と見直しの考え方

22年7月から

禁止・許可地域ごと、物件ごと等に基準が複雑に設定され、景観特性も規制に反映されていないため、非常に分かりにくい規制となっています。

景観の保全や経済活動等を考慮し、分かりやすい規制区分に整理し直し、区分毎に規制にメリハリをつけます。

高速道路沿いや、国道・主要地方道等の幹線道路沿いで、野立広告が厳しく規制されている反面、違反広告物が多く表示され、現実との乖離が問題となっています。

現状の経済活動や景観への影響を考慮したうえで、一部地域で野立広告への規制を緩和します。

許可基準の設定が古く時代に合わなくなっているため、大規模な広告物や、けばけばしい色彩の広告物を規制できず、景観を阻害する大きな要因の一つとなっています。

広告物ごとの許可基準を見直すとともに、総量規制、色彩基準を導入し、大規模な広告物等への規制を強化します。

## ① 禁止地域・許可地域の区分見直し

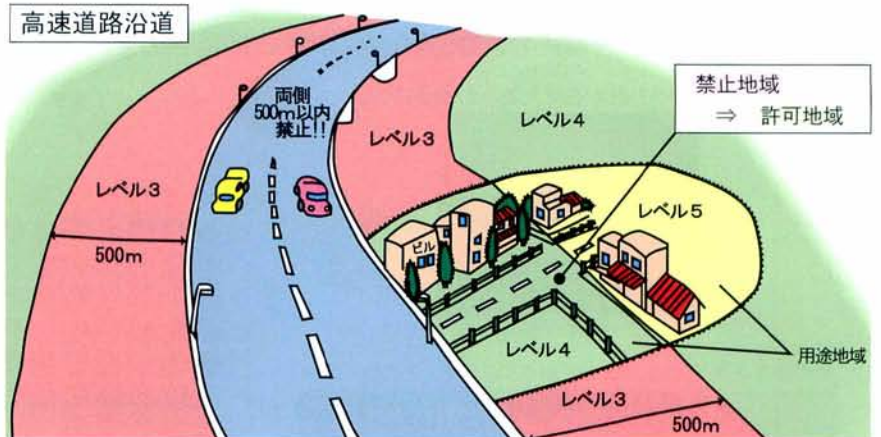
・美しい景観の保全や経済活動等を考慮し、禁止地域・許可地域を5つの区分に整理します。

強 ← 規制 → 弱

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
禁止地域		許可地域		
景観の保全上重要な地域	地域の良好な景観の保全を優先すべき地域	立山連峰等の眺望景観の保全を優先すべき地域	田園景観等に配慮すべき地域	景観と経済活動との調和に配慮すべき地域
 伝統的建造物群保存地区など	 住居専用地域など	 高速道路沿いなど	 一般的な地域	 市街地など

## ② 高速道路沿いの規制緩和

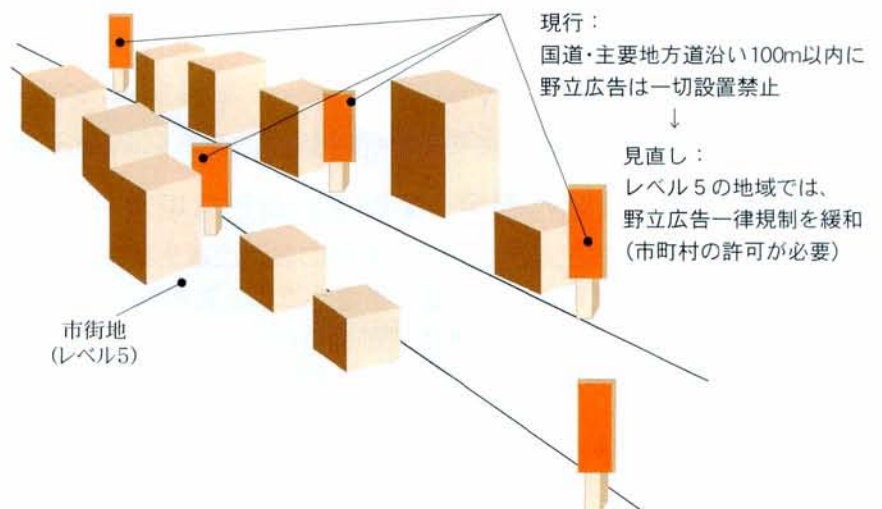
・高速道路沿線両側500m以内の禁止地域のうち、住宅地を除く市街地（都市計画上の用途地域）を禁止地域から除外します。



## ③ 幹線道路沿いの規制緩和

・レベル5の地域では、国道・主要地方道・鉄道沿い100m以内の野立広告の一律規制を緩和します。

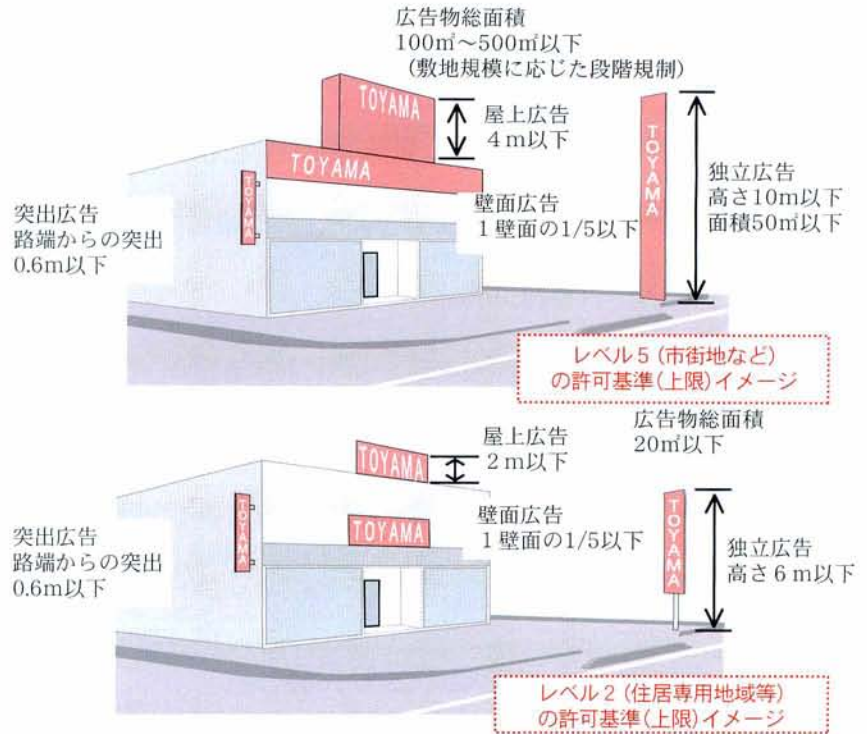
・一方で、基準見直しを契機に、無許可・違反の野立広告への対策に取り組みます。





#### ④ 許可基準の見直し

- ・ 景観阻害要因となる大規模な広告物を規制するため、許可基準全般を見直します。
- ・ 野立広告に高さ基準を新たに導入し、規制レベルごとに、高さや面積の基準にメリハリを持たせます。



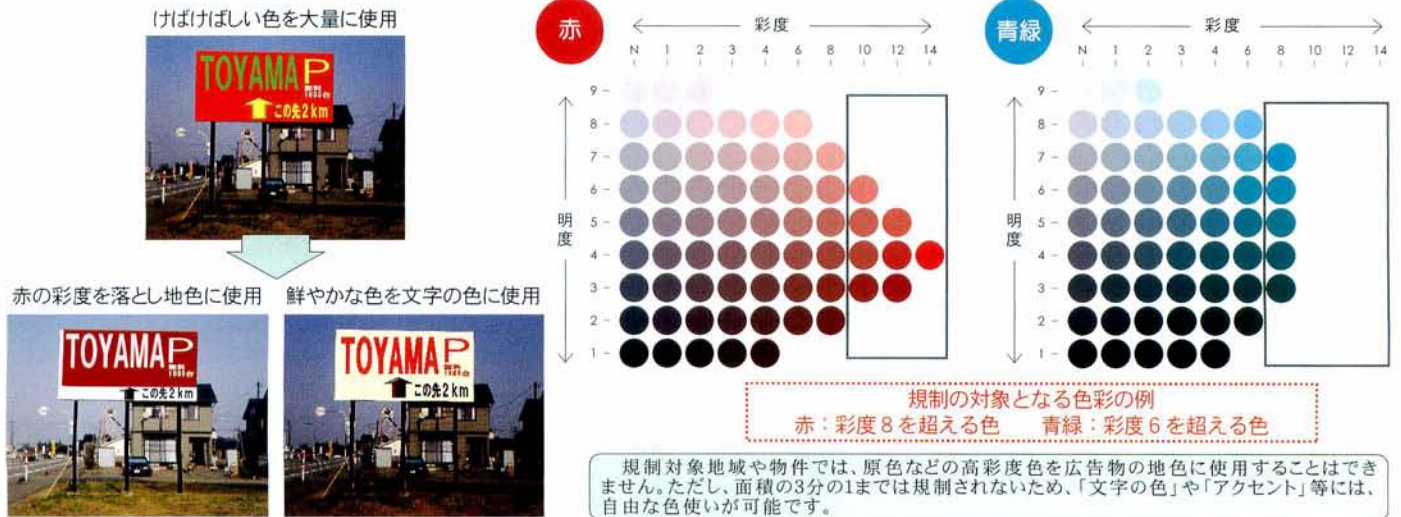
#### ⑤ 総量規制の導入

- ・ 小規模な敷地に大規模かつ大量の屋外広告物の表示を規制するため、敷地内の屋外広告物の総面積を敷地面積に応じて規制する「総量規制」を導入します。



#### ⑥ 色彩規制の導入

- ・ 特に景観に配慮すべき地域や、特に景観への影響が大きい「野立広告」や「大規模な広告物」などに限り、「色彩基準」を導入し、けばけばしい色の地色への使用を制限します。



#### ⑦ 条例遵守の実効性確保～条例上の新たな規定～

- 広告主の義務：広告主は、自己の広告物の表示設置を業者に委託している場合であっても、適法に表示設置されるよう、必要な措置を講じる義務を負います。
- 違反勧告公表制度：違反広告物の撤去等の勧告に従わなかった場合、広告主や屋外広告業者の氏名等を公表する場合があります（現在の罰則規定は変更ありません）。